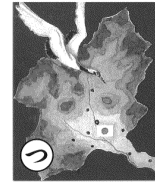




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月26日(火) 号外(第5号)

## 目次

ページ

### 条 例

- 群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例(業務プロセス改革課) 3
- 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(総務課) 3
- 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う関係条例の整備に関する条例(財政課) 4
- 群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例(市町村課) 5
- 群馬県文化財保護条例の一部を改正する条例(文化財保護課) 5
- 群馬県女性相談支援センター設置条例(生活こども課) 10
- 群馬県女性自立支援施設設置条例(同) 11
- 群馬県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(同) 12
- 群馬県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(県民活動支援・広聴課) 16
- 群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(児童福祉・青少年課) 16
- 群馬県医療施設の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(医務課) 20
- 群馬県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(介護高齢課) 20
- 群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 21
- 群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 22
- 群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(同) 25
- 群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例(同) 35
- 群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 44
- 群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 47
- 群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 48
- 群馬県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例(同) 50
- 精神保健指定医の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(障害政策課) 50
- 群馬県立しろがね学園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(同) 51
- 群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 51
- 群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 55
- 群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 56
- 群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 64
- 群馬県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 66
- 群馬県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(同) 69
- 群馬県国民健康保険条例の一部を改正する条例(国保援護課) 71
- 群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(食品・生活衛生課) 71

○群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例の一部を改正する条例(自然環境課)	73
○群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(畜産課)	73
○群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(地域企業支援課)	74
○群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例(労働政策課)	75
○群馬県建築基準法施行条例及び群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(建築課)	75
○群馬県県営住宅管理条例の一部を改正する条例(住宅政策課)	76
○群馬県県営住宅設置条例の一部を改正する条例(同)	77
○群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(学校人事課)	78
○群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(同)	79
○群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例(高校教育課)	79
○群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(企業局総務課)	80
○群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(同)	80
○群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(病院局経営戦略課)	81
○群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(同)	81
○群馬県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例(議会議務局総務課)	82

## ■ 条 例

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県条例第四号

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

群馬県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(平成二十七年群馬県条例第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「法別表第二の第一欄」を「法別表の上欄」に改め、「県の機関」の下に「のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるもの」を加え、「同表の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第二項中「規定する県の機関」の下に「のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるもの」を加え、「法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報」を「同号に掲げる事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの」に、「同表の第一欄に掲げる県の機関」を「当該機関」に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「当該特定個人情報」に改める。

第四条第一項第一号中「法別表第二の第一欄に掲げる県の機関」を「法別表の上欄に掲げる県の機関のうち特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるもの」に、「同表の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第三欄に掲げる県の機関」を「特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定める県の機関」に、「により同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「により当該機関が行う特定個人情報」に、「必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの」に改める。

別表第一の八の項を削り、同表九の項を同表八の項とする。

別表第二の十三の項を削る。

## 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。  
令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県条例第五号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(群馬県監査委員に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県監査委員に関する条例(昭和三十九年群馬県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改める。

(群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第二条 群馬県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和二年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一号中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改める。

(群馬県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第三条 群馬県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和二年群馬県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

## 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第六号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(群馬県警備業法関係手数料条例の一部改正)

第一条 群馬県警備業法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項を削り、同表の三の項を同表の二の項とし、同表の四の項を削り、同表の五の項を同表の三の項とし、同表の六の項から十三の項までを二項ずつ繰り上げる。

(群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例の一部改正)

第二条 群馬県銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表六の項中「一万二千七百円」を「一万四千元」に改める。

(群馬県消防法関係手数料条例の一部改正)

第三条 群馬県消防法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表七の項中「六千六百元」を「七千二百円」に、「四千六百元」を「五千三百円」に、「三千七百元」を「四千二百円」に改め、同表十一の項中「四千七百元」を「五千三百円」に改め、同表十二の項中「五千七百元」を「六千六百元」に、「三千八百円」を「四千四百円」に改める。

(群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部改正)

第四条 群馬県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表一の項中「製造をするもの」の下に「(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、六千円)」を加え、同表五の項中「(昭和四十二年法律第四百十九号)」を削

る。

(群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第五条 群馬県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十四年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「申請する者等」を「申請する者」に改める。

第二条を次のように改める。

(手数料の額)

第二条 法第四条の規定により自動車運転代行業の認定を申請する者は、手数料として一万二千円を納付しなければならない。

(群馬県探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例の廃止)

第六条 群馬県探偵業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例(平成十九年群馬県条例第三十六号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、同年五月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請を行っている者の当該申請に係る手数料の額については、なお従前の例による。



群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第七号

群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県住民基本台帳法施行条例（平成十四年群馬県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

第七条中「第三十条の四十第一項」の下に「（法第三十条の四十四の十二において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第二条 群馬県住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第七条中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- 二 第二条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

群馬県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第八号

群馬県文化財保護条例の一部を改正する条例

群馬県文化財保護条例（昭和五十一年群馬県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

「第二章 群馬県指定重要文化財（第四条―第二十二條）」

第三章 群馬県指定重要無形文化財（第二十三條―第二十九條）

第四章 群馬県指定重要有形民俗文化財・群馬県指定重要無形民俗文化財

第五章 群馬県指定史跡名勝天然記念物（第三十八條―第四十二條）

「第二章 有形文化財」

第一節 群馬県指定重要文化財（第四条―第二十二條）

第二節 群馬県登録有形文化財（第二十二條の二）

第三節 無形文化財

第一節 群馬県指定重要無形文化財（第二十三條）

第二節 群馬県登録無形文化財（第二十八條の二）

第三節 群馬県指定重要無形文化財以外の無形文化財

第四章 民俗文化財

第一節 群馬県指定重要有形民俗文化財及び群馬県登録有形民俗文化財及び群馬県登録無形民俗文化財（第三十六條の二―第三十六條の六）

第二節 群馬県指定重要無形民俗文化財以外の無形民俗文化財（第三十七條）

第五章 記念物

第一節 群馬県指定史跡名勝天然記念物（第三十條）

第二節 群馬県登録記念物（第四十二條の二・第三十條）

八条―第四十二條）

四十二條の三）

第一条中「第一百八十二條第二項」の下に「及び第三項」を加え、「法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で」を削り、「もののうち県にとって重要なもの」を加える。

の」を「文化財」に改める。

「第二章 群馬県指定重要文化財」を「第二章 有形文化財」に改める。  
第二章中第四条の前に次の節名を付する。

第一節 群馬県指定重要文化財

第四条第三項中「群馬県文化財保護審議会」の下に「(以下「審議会」という。)」を加える。

第五条第一項中「特殊な」を「特殊の」に改め、同条第二項中「指定を」を「規定を」に改める。

第六条第二項及び第八条第五項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第十一条の見出し中「き損等」を「毀損等」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第十六条第一項中「き損し」を「毀損し」に改め、同条第二項中「き損している」を「毀損している」に改める。

第十九条第七項中「き損した」を「毀損した」に改める。

第二章に次の一節を加える。

第二節 群馬県登録有形文化財

(有形文化財の登録)

第二十二條の二 知事は、県の区域内に存する県指定重要文化財以外の有形文化財

(法第二十七條第一項の規定により重要文化財に指定されたもの、法第五十七條第一項の規定により登録されたもの及び法第八十二條第二項の規定による市町村の条例に基づき指定されたものを除く。以下この条において同じ。)のうち、そ

の文化財としての価値を鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを群馬県登録有形文化財(以下「県登録有形文化財」という。)として群馬県文化財登録原簿(以下「登録原簿」という。)に登録することができる。

2 知事は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴くものとする。

3 第一項の規定による登録をするには、知事は、あらかじめ、登録しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

4 第一項の規定による登録をするには、知事は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

5 第一項の規定による登録は、その旨を県報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

6 第一項の規定による登録は、前項の規定による告示があつた日からその効力を生ずる。

7 第一項の規定による登録をしたときは、知事は、当該県登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

(抹消)

第二十二條の三 県登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の理由があるときは、知事は、その登録を抹消することができる。

2 前項の規定による登録の抹消には、前条第四項から第六項までの規定を準用する。

3 県登録有形文化財について法第二十七條第一項の規定による重要文化財の指定があつたとき、法第五十七條第一項の規定による登録があつたとき若しくは法第八十二條第二項の規定による市町村の条例に基づく指定があつたとき又は第四条

第一項の規定による指定をしたときは、当該県登録有形文化財の登録は、抹消されたものとする。

4 前項の場合には、知事は、その旨を県報で告示するとともに、当該県登録有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。

5 第二項で準用する前条第五項の規定による県登録有形文化財の登録の抹消の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに、県登録有形文化財の登録証を知事に返付しなければならない。

(管理)

第二十二條の四 県登録有形文化財の所有者は、この条例及びこれに基づく規則に従い、県登録有形文化財を管理しなければならない。

2 県登録有形文化財の所有者は、当該県登録有形文化財の適切な管理のため必要があるときは、法第九十二條の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該県登録有形文化財の管理の責めに任ずべき

者（以下この節において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 県登録有形文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、知事は、適当な市町村その他の法人を、当該県登録有形文化財の保存のため必要な管理（当該県登録有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該県登録有形文化財の所有者又は管理に属するものの管理を含む。）を行う団体（以下この節において「管理団体」という。）に指定することができる。

4 県登録有形文化財の管理には、第六条第三項、第七条、第八条第二項から第五項まで、第九条及び第十条の規定を準用する。

5 県登録有形文化財の管理責任者及び管理団体には、第一項の規定を準用する。（滅失、毀損等）

第二十二條の五 県登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。（所在の変更）

第二十二條の六 県登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則の定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

（修理）  
第二十二條の七 県登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 管理団体が修理を行う場合には、第八条第五項、第十条及び第十四条第一項の規定を準用する。  
（現状変更の届出等）

第二十二條の八 県登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づき措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 県登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、知事は、第一項の規定による届出に係る県登録有形文化財の現状変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（公開に関する指導又は助言）

第二十二條の九 県登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、知事は、県登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、県登録有形文化財の公開及び当該公開に係る県登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

（現状等の報告）

第二十二條の十 知事は、必要があると認めるときは、県登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、県登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

（所有者変更に伴う登録証の引渡し）

第二十二條の十一 県登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該県登録有形文化財の引渡しと同時にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

「第三章 群馬県指定重要無形文化財」を「第三章 無形文化財」に改める。  
第三章中第二十三条の前に次の節名を付する。

第一節 群馬県指定重要無形文化財

第二十四條第七項中「以下」の下に「この項及び次条において」を加える。

第二十八條の次に次の一節及び節名を加える。

第二節 群馬県登録無形文化財

（無形文化財の登録）

第二十八條の二 知事は、県の区域内に存する県指定重要無形文化財以外の無形文化財（法第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定されたもの、法第七十六条の七第一項の規定により登録されたもの及び法第八十二条第二項の規定による市町村の条例に基づき指定されたものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを群馬県登録無

形文化財（以下「県登録無形文化財」という。）として登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第二十二條の二第二項の規定を準用する。

3 知事は、第一項の規定による登録をするに当たっては、当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

4 第一項の規定による登録又は前項の規定による認定をするには、知事は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

5 第一項の規定による登録及び第三項の規定による認定は、その旨を県報で告示するとともに、当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。

6 知事は、第一項の規定による登録をした後においても、当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体として第三項の規定による認定をするに足りるものがあることを認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。（抹消等）

第二十八條の三 県登録無形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の理由があるときは、知事は、その登録を抹消することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の理由があるときは、知事は、その認定を解除することができる。

3 第一項の規定による登録の抹消又は前項の規定による認定の解除には、前条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による登録の抹消又は第二項の規定による認定の解除は、その旨を県報で告示するとともに、当該県登録無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

5 県登録無形文化財について法第七十一條第一項の規定による重要無形文化財の指定があつたとき、法第七十六條の七第一項の規定による登録があつたとき若しくは法第八十二條第二項の規定による市町村の条例に基づく指定があつたとき又は第二十三條第一項の規定による指定をしたときは、当該県登録無形文化財の登

録は、抹消されたものとする。

6 前項の場合には、知事は、その旨を県報で告示するとともに、当該県登録無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、県登録無形文化財の登録は抹消されたものとする。この場合には、知事は、その旨を県報で告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第二十八條の四 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他規則で定める理由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

（公開に関する指導又は助言）

第二十八條の五 知事は、県登録無形文化財の保持者又は保持団体に対しては県登録無形文化財の公開に関して、県登録無形文化財の記録の所有者に対してはその記録の公開に関して、必要な指導又は助言をすることができる。

（保存に関する指導又は助言）

第二十八條の六 知事は、県登録無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第三節 県指定重要無形文化財以外の無形文化財

第二十九條の見出しを削る。

「第四章 群馬県指定重要有形民俗文化財・群馬県指定重要無形民俗文化財」を「第四章 民俗文化財」に改める。

第四十章第三十條の前に次の節名を付する。

第一節 群馬県指定重要有形民俗文化財及び群馬県指定重要無形民俗文化財

第三十六条の次に次の一節及び節名を加える。

第二節 群馬県登録有形民俗文化財及び群馬県登録無形民俗文化財  
(有形の民俗文化財の登録)

第三十六条の二 知事は、県の区域内に存する県指定重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの、法第九十条第一項の規定により登録されたもの及び法第八十二条第二項の規定による市町村の条例に基づき指定されたものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを群馬県登録有形民俗文化財（以下「県登録有形民俗文化財」という。）として登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第二十二条の二第二項から第七項までの規定を準用する。

3 県登録有形民俗文化財については、第二章第二節（第二十二条の二を除く。）の規定を準用する。この場合において、第二十二条の八第一項ただし書中「維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合」とあるのは、「規則で定める場合」と読み替えるものとする。

(無形の民俗文化財の登録)

第三十六条の三 知事は、県の区域内に存する県指定重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財（法第七十八条第一項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの、法第九十条の五第一項の規定により登録されたもの及び法第八十二条第二項の規定による市町村の条例に基づき指定されたものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを群馬県登録無形民俗文化財（以下「県登録無形民俗文化財」という。）として登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第二十二条の二第二項、第四項及び第五項（県報で告示する部分に限る。）の規定を準用する。

(県登録無形民俗文化財の抹消)

第三十六条の四 県登録無形民俗文化財についてその保存及び活用のための措置を講

ずる必要がなくなつた場合その他特殊の理由があるときは、知事は、その登録を抹消することができる。

2 前項の規定による県登録無形民俗文化財の登録の抹消には、第二十二条の二第四項の規定を準用する。

3 第一項の規定による県登録無形民俗文化財の登録の抹消は、その旨を県報に告示してする。

4 県登録無形民俗文化財について法第七十八条第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定があつたとき、法第九十条の五第一項の規定による登録があつたとき若しくは法第八十二条第二項の規定による市町村の条例に基づき指定があつたとき又は法第三十条第一項の規定による県指定重要無形民俗文化財の指定をしたときは、当該県登録無形民俗文化財の登録は、抹消されたものとする。

5 前項の場合には、知事は、その旨を県報で告示しなければならない。

(県登録無形民俗文化財の記録の公開に関する指導又は助言)

第三十六条の五 知事は、県登録無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開に関して必要な指導又は助言をすることができる。

(県登録無形民俗文化財の保存に関する指導又は助言)

第三十六条の六 知事は、県登録無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第三節 県指定重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財

第三十七条の見出しを削る。

「第五章 群馬県指定史跡名勝天然記念物」を「第五章 記念物」に改める。

第五章中第三十八条の前に次の節名を付する。

第一節 群馬県指定史跡名勝天然記念物

第四十条中「管理責任者」の下に「(第四十二条において準用する第六条第二項の規定により県指定史跡名勝天然記念物の所有者が選任する専ら自己に代わり当該県指定史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者をいう。次条において同じ。)」を、「管理団体」の下に「(第四十二条において準用する第八条第一項の規定により知事が指定する市町村その他の法人をいう。次条において同じ。)」を加える。

第五章に次の一節を加える。

## 第二節 群馬県登録記念物

## (記念物の登録)

第四十二条の二 知事は、県の区域内に存する県指定史跡名勝天然記念物以外の記念物（法第九十九条第一項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの、法第三十二条第一項の規定により登録されたもの及び法第八十二条第二項の規定による市町村の条例に基づき指定されたものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを群馬県登録記念物（以下「県登録記念物」という。）として登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第二十二条の二第二項から第六項までの規定を準用する。

## (準用規定)

第四十二条の三 県登録記念物については、第二十二条の三第一項から第四項まで、第二十二條の四、第二十二條の五、第二十二條の七、第二十二條の八、第二十二條の十及び第四十一條の規定を準用する。

第四十七条中「き棄し」を「毀棄し」に改める。

第四十八条中「き損し」を「毀損し」に改める。

## 附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県女性相談支援センター設置条例をここに公布する。  
令和六年三月二十六日  
群馬県知事 山本 一太

## 群馬県条例第九号

## 群馬県女性相談支援センター設置条例

## (設置)

第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）

次条において「法」という。）第九条第一項の規定により、女性相談支援センターを設置する。

2 女性相談支援センターの名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

## (業務)

第二条 女性相談支援センターは、次に掲げる業務を行う。

一 法第九条第三項に規定する業務

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律

第三十一号）第三条第三項（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）に規定する業務

三 その他女性の福祉に関し、知事が必要と認めた業務

## (組織の細目等)

第三条 この条例の施行について必要な組織の細目、事務の分掌等は、知事が定める。

## 附則

## (施行期日)

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

## (群馬県婦人相談所設置条例の廃止)

第二条 群馬県婦人相談所設置条例（昭和三十二年群馬県条例第六十九号）は、廃止する。

（群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「婦人相談所（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条に規定する婦人相談所）」を「女性相談支援センター（困難な問題を抱える

女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第九条第一項に規定する女性相談支援センター」に改める。

第百十二条第二項中「婦人相談員(売春防止法第三十五条に規定する婦人相談員)」を「女性相談支援員(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十一条第一項に規定する女性相談支援員)」に改める。

(群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例の一部改正)

第四条 群馬県虐待から子どもの生命と権利を県民全体で守る条例(令和三年群馬県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)第三十四条第一項に規定する婦人相談所」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第九条第一項に規定する女性相談支援センター」に改める。

別表(第一条関係)

群馬県女性相談支援センター	名称	前橋市	位置	群馬県一円	管轄区域
---------------	----	-----	----	-------	------

群馬県女性自立支援施設設置条例をここに公布する。  
令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十号

群馬県女性自立支援施設設置条例

(設置)

第一条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)次条において「法」という。)第十二条第一項の規定により、女性自立支援施設を設置する。

2 前項の女性自立支援施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(業務)

第二条 女性自立支援施設は、法第二条に規定する困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあつては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族)を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

(組織の細目等)

第三条 この条例の施行について必要な組織の細目、事務の分掌等は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(群馬県婦人保護施設設置条例の廃止)

2 群馬県婦人保護施設設置条例(昭和三十三年群馬県条例第五号)は、廃止する。  
別表(第一条関係)

三山寮	名称	前橋市	位置
-----	----	-----	----

群馬県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

### 群馬県条例第十一号

#### 群馬県女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十五条第一項の規定に基づき、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十二条第一項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境の下で、女性の人權に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第三条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第四条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(運営処遇の一般原則)

第五条 女性自立支援施設は、入所者の人權に十分配慮し、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 女性自立支援施設においては、入所者の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

(非常災害対策)

第六条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設け

るとともに、非常災害に関する具体的計画（第十七条第四項において「非常災害計画」という。）を策定しなければならない。

2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第七条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第十七条第四項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応)

第八条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第九条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

(職員配置の基準)

第十条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第三号の職員を置かないことが



できる。

一 施設長 一

二 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 二以上

三 栄養士又は調理員 一以上

四 看護師又は心理療法担当職員 一以上

五 事務員 一以上

六 施設その他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 女性自立支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 女性自立支援施設の職員は、常に自己研鑽けんさんに励み、当該女性自立支援施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

（施設長の資格要件）

第十一条 施設長は、施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に三年以上従事した者であること。

二 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

三 心身ともに健全な者であること。

（設備の基準）

第十二条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であり、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 事務室

二 相談室

三 宿直室

四 居室

五 集會室兼談話室

六 静養室

七 医務室

八 作業室

九 食堂

十 調理室

十一 洗面所

十二 浴室

十三 便所

十四 洗濯室

十五 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

イ 入所者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね九・九平方メートル以上とすること。

ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

四 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔に保持するために必要な措置を講ずること。

五 その他の設備

イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(秘密保持等)

第十三条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならぬ。

(居室の入所定員)

第十四条 一の居室の定員は、原則一人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を二人以上とすることができる。

(自立支援等)

第十五条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活(就労及び就学を含む。)に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第十六条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第十七条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なわなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第十八条 女性自立支援施設は、入所者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水に

ついで、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第十九条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第二十条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員及び困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所(社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(綜合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法

律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。)、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(電磁的記録)

第二十一条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(群馬県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

第二条 群馬県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十二号)は、廃止する。

(施設長の任用に関する経過措置)

第三条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の群馬県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「旧条例」という。)第十条の施設長に任用されている者は、第十一条に該当する者として施設長に任用された者とみなす。

(居室の床面積及び入所定員に関する経過措置)

第四条 この条例の施行前に設置された施設における居室の床面積及び入所定員については、第十二条第四項第一号イ及び第十四条の規定にかかわらず、当分の間、旧条例第十一条第四項第一号イ及び第十二条の規定によることができる。ただし、施設を改築し、又は増築する場合は、この限りでない。

群馬県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十二号

群馬県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

群馬県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年群馬県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第三十条の九」を「第三十条の七第四項」に、「第三十条の八」を「第三十条の六第四項」に改める。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十三号

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第十一章 医療型児童発達支援センター（第八十七条―第九十条）」を「第十一章 削除」

に、「第十五章 雑則（第一百十三条）」を「第十五章 里親支援センター（第一百十三

条―第一百十八条）

に改める。

第三条中「指導」の下に「又は支援」を加える。

第七条の三第一項及び第十六条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第三十三条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第三十五条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第四十一条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第四十四条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第六十三条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第六十六条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第六十七条第三号イ及び同条第四号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第五号中「肢体不自由」の下に「（法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。

以下同じ。）」を加え、同号イ中「訓練室及び屋外訓練場」を「支援室及び屋外遊戯場」に改める。

第六十八条第十四項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第十五項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第七十六条第一号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第三号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

第七十七条第六項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第十章 福祉型児童発達支援センターを「第十章 児童発達支援センター」に改める。

第八十一条を次のように改める。

(設備の基準)

第八十一条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第一項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 発達支援室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

二 遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

第八十二条第一項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）」を「児童発達支援センター」に改め、同項第三号中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項第四号及び第五号中「当該福祉型児童発達支援センター」を「当該児童発達支援センター」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を

同条第四項とし、同条第二項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第八十二条第五項から第九項までを削り、同条第十項中「。第八十八条第二項において同じ」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第五項とする。

第八十三条及び第八十四条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第八十五条を次のように改める。

第八十五条 削除

第八十六条を次のように改める。

(心理学的及び精神医学的診査)

第八十六条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第十一章を次のように改める。

第十一章 削除

第八十七条から第九十条まで 削除

第九十五条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第九十八条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第一百一条第一項中「厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条第一項」を「こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十六条第一項」に改める。

第一百五十五条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第八十八条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第十五章中第百十三条を第百十九条とする。

第十五章を第十六章とする。

第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 里親支援センター

(設備の基準)

第百十三条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第三項第三号において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第百十四条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則第一条の十に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）

若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、

里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第百十五条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第十四条第四項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

三 知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第百十六条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事

業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第一百七十七条 里親支援センターは、自らその行う法第四十四条の三第一項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第一百八十条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要に応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附則第十二条中「第八十二条第二項」を「第八十二条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第十一条の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、改正後の第八十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、改正後の第八十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に設置している改正前の第八十一条第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第二号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、改正後の

第八十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に設置している改正前の第八十一条第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第二号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、改正後の第八十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

群馬県医療施設の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第十四号

群馬県医療施設の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県医療施設の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第十五号

群馬県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第三号から第五号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十一条第四項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第十二条第三項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十五条第一項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第二十七条第二項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たつては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
  - 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - 二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
  - 三 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指



定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第二十八条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第三十五条第一項中「交付」及び「(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附則第六条第五項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第十二条第三項第二号及び第三十五条第一項の改正規定は公布の日から、第二十八条に一項を加える改正規定は令和七年四月一日から施行する。

群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第十六号

群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十六号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項第三号から第五号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十二条第五項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十五条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関)に限る。」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第二十五条第二項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関

(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

## (経過措置)

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の第二十五条第一項の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県条例第十七号

群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第九条第二項第三号から第五号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十一条に次の二項を加える。

8 特別養護老人ホーム(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。以下この項及び次項において同じ。)に指定短期入所生活介護事業所(群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十八号)以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第四百四十八条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十九号)第三百三十条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

9 特別養護老人ホームに指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第百条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。第四十五条第十二項において同じ。)若しくは指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービスの事業

の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。第四十五条第十二項において同じ。）、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護をいう。第四十五条第十二項において同じ。）の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。第四十五条第十二項において同じ。）の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第二十二条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第二十三条第二項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第二十七条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第二十七条第二項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を知事に届け出なければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第二章第三十一条の二の次に次の一条を加える。  
（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十一条の三 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の

確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催しなければならない。

第四十条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第四十二条中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第四十五条第十一項及び第十二項を次のように改める。

11 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所等が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第四十八条中「、第三十一条及び第三十一条の二」を「及び第三十一条から第三十一条の三まで」に、「第三十一条の二まで」を「第三十一条の三まで」に改める。

第五十二条中「、第三十一条の二」を「から第三十一条の三まで」に、「第三十一条の二まで」を「第三十一条の三まで」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の第二十七条第

一項（第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の第三十一条の三（第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第三十一条の三中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第十八号

群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第九条第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百七十七条第一項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第二十四条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行つてはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第三十四条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五

号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十四条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十四条ただし書及び第五十条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第五十四条第五号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第五十八条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

二 第五十四条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六十一条ただし書及び第一百一条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第一百五条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第一百二十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第五号第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第三百三十三条ただし書及び第四百九条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第一百五十五条第四項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を「身体的拘束等」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第一百六十六条の次に次の一条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第一百六十六条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催しなければならない。

第一百六十七条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

よる」に改める。

第七十四条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第七十九条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第八十四条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第九十条第一項第二号を削り、同項第三号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前二号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第九十一条第一項第二号を削り、同項第三号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項第二号及び第三号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第九十二条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

第九十四条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第二百二条第二号中「若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に、「療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第二百三条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百四条中「及び第六十六条」を「、第六十六条及び第六十六条の二」に改める。

第二百七条第一項中「ユニット型指定短期入所療養介護の事業」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業」に、「次のとおりとする」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有することとする」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第九十二条第一項」を「第九十二条第一項から第四項まで」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

イ ユニット

(1) 病室

(i) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(iii) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

(i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(iii) 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ロ 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

- ハ 機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
- ニ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。
- 五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。
- 一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- 二 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。
- イ ユニット
- (1) 病室
- (i) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。
- (ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
- (iii) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあっては、二十一・三平方メートル以上とすること。
- (iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 共同生活室
- (i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (iii) 必要な設備及び備品を備えること。
- (3) 洗面設備
- (i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (4) 便所
- (i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- ロ 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。
- ハ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- ニ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。
- 五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。



- 4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。
- 209 第九條第八項を同條第九項とし、同條第七項の次に次の一項を加える。
- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
  - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 209 第十四條第五項を同條第六項とし、同條第四項の次に次の一項を加える。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
- 209 第十五條第二号を削り、同條第三号を同條第二号とする。
- 209 第十八條に次の一項を加える。
- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。
- 一 第二百三十七條において準用する第六十六條の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
  - イ 利用者の安全及びケアの質の確保
  - ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
  - ハ 緊急時の体制整備
  - ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
- ホ 特定施設従業者に対する研修
- 二 介護機器を複数種類活用していること。
  - 三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
  - 四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。
- 209 第十九條ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
- 209 二十八條の次に次の一条を加える。
- （口腔衛生の管理）
- 209 二十八條の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。
- 209 三十四條第二項を同條第七項とし、同條第一項の次に次の五項を加える。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
  - 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
  - 二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
  - 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った知事に届け出なければならない。
  - 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との

間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第二百三十六条第二項第二号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百三十七条中「及び第二百五十九条」を、「第二百五十九条及び第六十六条の二」に改める。

第二百四十一条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百四十七条第二項第二号から第九号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二百五十条第一項中「介護保険法施行令」の下に「（平成十年政令第四百十二号）」を加える。

第二百五十一条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百五十五条第六号を同条第九号とし、同条第五号を同条第八号とし、同条第四号を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二百五十五条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原

案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。第二百七十三条第二号において同じ。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第二百五十六条第一項中「内容等」を「内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第二百六十一条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第二百六十二条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項

第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百五十五条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百六十三条中「第八八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」を「第八八条第二項」に改め、「サービス利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十五条中「第八八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」を「第八八条第二項」に改め、「サービスの利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百六十八条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百七十三条第四号を同条第八号とし、同条第三号を同条第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

六 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二百七十三条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供す

るとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第二百七十四条に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該指定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第二百七十五条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百七十三条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百七十六条中「第八八条第一項、第二項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項」を「第八八条第二項」に改め、「サービス利用」との下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百七十七条第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

第二条 群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七十二条第五号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者  
の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第七十八条第二項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第七  
号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六  
号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五  
号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四  
号の次に次の一号を加える。

五 第七十二条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利  
用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十一条第三項中「第八十条第一項」を「第八十条第一項から第三項まで」に、  
「第一項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次  
の一項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第  
四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護  
医療院である場合については、群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並  
びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十一号。以下  
「介護老人保健施設基準条例」という。）第四条又は群馬県介護医療院の人員、  
施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年群馬県条例第十  
七号。以下「介護医療院基準条例」という。）第四条に規定する人員に関する基  
準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすこと  
ができる。

第八十五条第五号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三  
号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利  
用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘  
束等を行つてはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者  
の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第八十六条第五項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第六項とし、

同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを  
受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作  
成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等によ  
り、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第八十八条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五  
号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四  
号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三  
号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二  
号の次に次の一号を加える。

三 第八十五条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利  
用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第九十五条第一項第七号を同項第九号とし、同項第四号から第六号までを二号ず  
つ繰り下げ、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等  
の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を  
行つてはならない。

五 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者  
の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第九十五条第二項第七号を同項第九号とし、同項第三号から第六号までを二号ず  
つ繰り下げ、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等  
の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を  
行つてはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者  
の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第九十五条第三項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同  
項第二号の次に次の二号を加える。

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等

の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第九十七条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十五条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第三百三十七条第四項中「第三項」を「第四項」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第四条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四百四十条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第四百四十一条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第四百四十五条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第四百四十条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第九十一条第一項第一号中「群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十一号)」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第四号中「群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年群馬県条例第十七号)」を「介護医療院基準条例」に改める。

の一部を改正する条例の一部改正)  
第三条 群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和三年群馬県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和九年三月三十一日までの間、改正後の第三条第三項(第九十一条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第四十条の二(第九十八条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第九十六条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のため

の措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の第三十二条の二（第九十八条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、改正後の第三十二条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施しよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第九條第二項第二号及び第二百七十七條第一項の改正規定 公布の日

二 第二条の規定 令和六年六月一日

三 第一条中指定居宅サービス等基準条例第三十四条に一項を加える改正規定及び指定居宅サービス等基準条例第二百六十一条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定 令和七年四月一日

（身体的拘束等の適正化に関する経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和七年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の指定居宅サービス等基準条例（以下「新条例」という。）第一百五十五條第六項（第八十一条の三及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十四條第八項、第九十四條第六項及び第二十九条第八項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検

討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第六十六条の二（第八十一条、第八十一条の三、第八十八条、第二百四條及び第二百三十七條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第六十六条の二中「開催しなければ」とあるのは、「開催しよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第二百二十八條の二の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第十九号

群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

第五十条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第五十一条の二第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二百六十七条第一項において同じ。))に係る記録媒体をいう。」に改める。

第五十五条の四第一項中「認められる重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。))」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第五十六条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十九条第四号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五十九条第五号を同条第七号とし、同条第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行つてはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第六十一条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第八十七条第一号中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「担当職員」の下に「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を、「指定介護予防サービス等という。」の下に「第二百五十一条第四号及び第二百六十五条第三号において同じ。」を加える。

第二百二十五条第三項中「口腔機能」を「口腔機能」に改める。

第三百三十一条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三百三十七条第一項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第四百四十条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に、「担当職員が」を「担

当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門員が、」に、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第四百四十一条の次に次の一条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第四百四十一条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用し行うものを含む。)を定期的に開催しなければならない。

第四百四十二条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第五百五十八条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第六百六十八条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七百七十四条第一項第二号を削り、同項第三号中「(前号に該当するものを除く。)」を削り、同号を同項第四号中「前二号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第七百七十五条第一項第二号を削り、同項第三号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項第二号及び第三号」に、「前項に」を「同項に」に改める。

第七百七十六条中「診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百二十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。

以下同じ。)」を削る。

第七百七十八条に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第八十条第二号中「若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に、「療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟」を「療養病床」に改める。

第八十一条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第八十二条中「及び第四百四十一条」を「、第四百四十一条及び第四百四十一条の二」に改める。

第九十二条第一項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業」に、「次のとおりとする」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第二百七条第一項に規定する設備」を「第二百七条第一項から第四項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事



業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

イ ユニット

(1) 病室

(i) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(iii) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

(i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(iii) 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ロ 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ハ 機能訓練室 内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

ニ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

イ ユニット

(1) 病室

(i) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えない

ものとする。

(iii) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

(i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(iii) 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所

(i) 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ロ 廊下幅 一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ハ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

ニ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用

する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

第九十五条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設

の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第九十六條第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第二百四條に次の一項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 第二百十八條において準用する第四十一条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

ホ 介護予防特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取

組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第二百五条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。  
第二十一条の次に次の一条を加える。

(口腔衛生の管理)

第二十一条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十五条第二項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定

指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるよう努めなければならない。

第二十七条第二項第二号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第二十八条中「第五十五条の二の二、第五十五条の四」の下に「から第五十五条の八まで、第五十五条の十」を加え、「(第五十五条の九第二項を除く。)」を削り、「及び第百四十条の二」を、「第百四十条の二及び第百四十一条の二」に、「同項」を「第五十五条の四第一項」に改める。

第二十九条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十条第二項第二号から第九号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第三十五条中「第五十五条の四から」を「第五十五条の四から第五十五条の八まで、第五十五条の十から」に改め、「(第五十五条の九第二項を除く。)」を削り、「第二百十二条まで」を「第二百十一条まで、第二百十二条」に改める。

第三十九条第一項中「介護保険法施行令」の下に「(平成十年政令第四百十二号)」を加える。

第四十条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第四十七条第一項中「認められる重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第二百四十八条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同

項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二百五十一条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百五十一条第七号を同条第十号とし、同条第六号を同条第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二百五十一条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 法第八条の二第十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第二百五十二条第一項中「期間等」を「期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等」に改め、同条第五項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を「モニタリング」に改め、同項

に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第二百五十七条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百六十二条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二百六十五条第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百六十五条第五号を同条第九号とし、同条第四号を同条第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

七 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

八 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二百六十五条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法

士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第二百六十六条に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第二百六十七条第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

第二条 群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七十四条第二項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第七号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十七条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者等の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録

第七十七条第十五号中「及び第十号」を「第九号及び第十二号」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十四号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第八号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七号の次に次の二号を加える。

八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者

の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第七十八条第四項中「前条第十五号」を「前条第十七号」に改める。

第八十条第三項中「第八十一条第一項に規定する人員」を「第八十一条第一項から第三項までに規定する人員」に、「第一項に規定する基準」を「前三項に規定する基準」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第百十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十一号。第百十八条第四項及び第百七十五条第一項第一号において「介護老人保健施設基準条例」という。)  
第四条又は群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年群馬県条例第十七号。第百十八条第四項及び第百七十五条第一項第四号において「介護医療院基準条例」という。)  
第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十四条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第八十七条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者等の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十七条第十四号中「第十二号」を「第十五号」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第九号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、同条第八号を同条第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、

身体的拘束等を行ってはならない。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第八十七条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第九十三条第二項第一号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十六条第一項第四号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第九十六条第一項第七号を同項第九号とし、同項第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第九十六条第二項第七号を同項第九号とし、同項第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第九十六条第三項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第九十八条第四項中「第三項」を「第四項」に、「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第五十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の規定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設基準条例第四条又は介護医療院基準条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第二百二十三条第二項第二号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第五号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百二十六条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百二十六条第十三号中「第十一号」を「第十四号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第九号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、同条第八号を同条

第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二百二十六条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第七百七十五条第一項第一号中「群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十一号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第四号中「群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年群馬県条例第十七号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

（群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和三年群馬県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和九年三月三十一日までの間、改正後の第三条第三項（第八十九条第一項に規定する指定介護予防

居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第五十五条の十の二（第九十四条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とし、改正後の第九十二条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の第五十五条の二の二（第九十四条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、改正後の第五十五条の二の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第五十一条の二第二項第二号、第二百二十五条第三項及び第二百六十七条第一項の改正規定 公布の日

二 第二条の規定 令和六年六月一日

三 第一条中指定介護予防サービス等基準条例第五十五条の四に一項を加える改正規定及び指定介護予防サービス等基準条例第二百四十七条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定 令和七年四月一日

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和七年三月三十一日まで

の間、第一条の規定による改正後の指定介護予防サービス等基準条例（以下「新条例」という。）第三百七十七条第三項（第六十条、第六十五条の三及び第七十二条において準用する場合を含む。）及び第七十八条第三項（第九十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第四百四十一条の二（第六十条、第六十五条の三、第七十二条、第八十二条（第九十七条において準用する場合を含む。）及び第二百十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第四百四十一条の二中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

4 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新条例第二百十一条の二の規定の適用については、同条中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第二十号

群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第五条第十項中「平成十八年厚生労働省令第三十四号」の下に「。以下「指定地域密着型サービス基準」という。」を加え、同条に次の三項を加える。

11 指定介護老人福祉施設（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に指定短期入所生活介護事業所（群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第八十八号）次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第四百四十八条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第八十九号）第三十条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。）（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第一百条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）若しくは指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定す



る併設型指定認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う事業所若しくは併設型指定介護予防認知症対応型通所介護(指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号)第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。)の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第七条第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十六条第一項において同じ。))に係る記録媒体をいう。」に改める。

第二十五条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第二十六条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十四条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項中「入院治療を

必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十四条第二項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十五条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十一条の二の次に次の一条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第四十一条の三 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催しなければならない。

第四十三条第二項第二号から第六号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第五十三条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第五十六条第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項第二号及び第五十六条第一項の改正規定は公布の日から、第三十五条に一項を加える改正規定は令和七年四月一日から施行する。

##### (協力医療機関との連携に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の第三十四条第

一項(第五十五条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の第四十一条の三(第五十五条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、改正後の第四十一条の三中「開催しなければならない」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

### 群馬県条例第二十一号

群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第六項第三号を次のように改める。

三 病院 栄養士又は管理栄養士(病床数百以上の病院の場合に限る。)

第七条第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体

(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。第五十五条第一項において同じ。)に係る記録媒体をいう。」に改める。

第十九条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第二十六条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十三条第二項第一号及び第二号中「又は」を「及び」に改める。

第三十四条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項中「協力病院」

を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十四条第二項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護

老人保健施設に係る許可を行った知事に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(平成十年法律第百四十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症

(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発

生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十五条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十条の二の次に次の一条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第四十条の三 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用

して行うものを含む。)を定期的に開催しなければならない。

第四十二条第二項第二号から第七号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第五十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第五十五条第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附則第六条中「健康保険法等の一部を改正する法律」の下に「(平成十八年法律第八十三号)」を加える。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項第二号及び第五十五条第一項の改正規定は公布の日から、第三十五条に一項を加える改正規定は令和七年四月一日から施行する。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の第三十四条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の第四十条の三(第五十四条において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、改正後の第四十条の三中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第二十二号

群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年群馬県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十五条第一項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第十九条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第二十六条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十三条第二項第一号及び第二号中「又は」を「及び」に改める。

第三十四条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項中「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該介護医療院からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十四条第二項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 介護医療院は、一年に二回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変

した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護医療院に係る許可を行った知事に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第三十五条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

い。

第四十条の二の次に次の一条を加える。  
（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第四十条の三 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催しなければならない。

第五十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第五十五条第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項第二号及び第五十五条第一項の改正規定は公布の日から、第三十五条一項を加える改正規定は令和七年四月一日から施行する。

##### （協力医療機関との連携に関する経過措置）

2 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の第三十四条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

3 この条例の施行の日から令和九年三月三十一日までの間、改正後の第四十条の三（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第四十条の三中「開催しなければならない」とあるのは、「開催するよう努めなければならない」とする。

群馬県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

**群馬県条例第二十三号**

**群馬県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例**

群馬県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十二号)は、廃止する。

**附則**

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

精神保健指定医の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

**群馬県条例第二十四号**

**精神保健指定医の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例**

精神保健指定医の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和二十五年群馬県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(法第四十四条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)」を「若しくは第四十条の五第一項」に改め、同条第二項中「(法第四十四条において準用する場合を含む。)」を「又は第四十条の五第一項」に改める。

**附則**

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県立しろがね学園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第二十五号

#### 群馬県立しろがね学園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立しろがね学園の設置及び管理に関する条例（平成十五年群馬県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号を削り、同条第四号を同条第三号とする。

第四条第一項第二号中「及び第三号」を削る。

#### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の第四条の規定により納付することとされた使用料の取扱については、なお従前の例による。

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第二十六号

#### 群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十四号）の一部を次のように改正する。

#### 「第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針（第六十二条）

目次中 第二節 人員に関する基準（第六十三条・第六十四条）を「第三章

第三節 設備に関する基準（第六十五条）

第四節 運営に関する基準（第六十六条―第七十一条）

削除」に改める。

第二条第一項第一号中「第六条の二の二第九項」を「第六条の二の二第八項」に改め、同項第二号及び第十一号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同項第十四号中、「第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第三条の見出し及び同条第一項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第二項中「指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第三項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第四項中「指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者」に改める。

第四条ただし書を削る。

第五条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第七条第四項及び第五項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場

合には、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第七条第六項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項第一号」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第一項から第五項まで（第一項第一号を除く。）」を「第一項（第一号を除く。）」、第二項及び第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に障害がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第七条第九項中「前項」を「前二項」に改める。

第八条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改める。

第十条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第十一条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「及び便所」を「便所、静養室」に改め、同項ただし書中「削り、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第十一条第四項中「前項」を「第二項」に改め、同項ただし書中「場合は」の下に「、第二項に掲げる設備を除き」を加える。

第十二条中「通わせる指定児童発達支援事業所」の下に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第二十四条第二項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加

える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第二十五条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十六条第一項中「障害児通所給付費」の下に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第二十七条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱い）」を付し、同条第一項中「次条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条第五項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「事項について」の下に「、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で」を、「自ら評価」の下に「（以下この条において「自己評価」という。）」を加え、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）」による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第二十七条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための



配慮をしなければならない。

第二十七条の次に次の二条を加える。

第二十七条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第二十七条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすること、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるようにすること、参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第二十八条第二項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健全に育成されるよう」に改め、同条第四項中「課題、」の下に「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第八項中「通所給付決定保護者」の下に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第二十九条に次の一項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第三十一条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十六条中「若しくは特例障害児通所給付費」を「、特例障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費」に改める。

第四十条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第四十一条の二第三項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第四十三条中「指定児童発達支援事業者」の下に「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第五十条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十七条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第三章を次のように改める。

### 第三章 削除

第六十二条から第七十一条まで 削除

第七十二条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第七十五条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第八十条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第八十一条の三第二項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「動作の指導、知識技能の付与」を「動作及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において単に「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「対して訓練等」を「対して支援」に改める。

第八十一条の九中「（第四項及び第五項を除く。）」を「（第六項及び第七項を除く。）」、第二十七条の二に、「、第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に、「、第五十三条から第五十五条まで」に改め、「居宅訪問型児童発達支援計画」との下に「、第二十八条第四項中「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十七条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第四十九条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と」を加える。

第八十九条中「（第四項及び第五項を除く。）」を「（第四項を除く。）」、第二十七条の三に、「、第五十条、第五十一条」を「から第五十一条まで」に改め、「、

第七十条の二」を削り、「保育所等訪問支援計画」との下に、「第二十七条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十八条第四項中「第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」とを、「従業者の勤務の体制」との下に、「第四十九条第一項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とを加える。

第九十条第一項中「(第三項及び第六項を除く。)、第六十三条」を「(第四項及び第五項を除く。)」に、「第四項中」を「第三項中」に改め、「同項第一号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とを削り、「同条第七項中」を「同条第六項中」に、「同条第八項中」を「同条第七項中」に、「第六十三条第一項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と「同条第八項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」に改める。

第九十二条第一項中「第六十六条」を削り、同条第二項中「第六十六条」を削り、「指定医療型児童発達支援又は」を「又は」に改め、「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第三項及び第四項中「第六十六条」を削る。

第九十三条第一項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「第七十一条」を削り、同条第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

## 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第五十条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第四百号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。)附則第四条第一項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の第七条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

3 一部改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、改正後の第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第七条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の第七条及び第十二条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

5 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の第七条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、改正後の第十一条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

6 改正後の第二十七条の二(第五十五条の五、第五十九条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条及び第八十一条の九において準用する場合を含む。)の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間、改正後の第二十七条の二中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

### 群馬県条例第二十七号

### 群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号、第六号及び第十一号中「第二十四条の二十四第二項」を「第二十四条の二十四第三項」に改める。

第三条第一項中「(という。)」の下に「及び障害児(十五歳以上の障害児に限る。)」が障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。))第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。)、その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。)」を加え、同条第三項中「(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。))第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。第四十七条において同じ。)」を削る。

第五条第一項第二号中「第六条の二の第二第三項」を「第六条の二の第二第二項」に改め、同条第二項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第三項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第六条第二項第二号及び第三号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第四号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第二十一条第一項中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加え、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指

定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十二条第二項中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第二十二条の二 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第三項及び第五項から第七項までの規定は、第二項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第三項、第五項から第七項まで及び第九項並びに第二項及び第三項の規定は、

第四項に規定する移行支援計画の変更について準用する。  
第二十三条中「前条」を「前二条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第二十六条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。  
第四十条に次の二項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十七条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十二条第二項第一号中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加える。

第五十三条第一項第三号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第五十四条第一項第二号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第二項第二号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第四十七条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第二十八号

群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。目次中「第百四十九条の四」を「第百四十九条の五」に改める。

第二条第一項第十一号及び第十二号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同項第十七号中「指定通所支援基準条例第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第六条第一項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第七条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第八条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第六条第一項中「子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第二十六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第二十七条第二項中「当該居宅介護計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に」を加え、同条第三項中「居宅

介護計画」を、「第一項の居宅介護計画の」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第四十五条第一項及び第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第四十六条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第四十九条第二項中「読み替える」の下に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第四十五条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第五十一条第七項中「(昭和二十二年法律第六十四号)」を削り、同条第八項中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

第五十六条第二項及び第五十七条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第五十九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第六十条第二項中「行い」を「行うとともに」、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七

項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「開催し」の下に「当該利用者への生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項と

し、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第六十一条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第八十条第一項第二号及び第四項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第九十五条の四第一号及び第二号中「第四百四十九条の三」を「第四百四十九条の四」に改め、同条第四号中「第四百四十九条の三第四号」を「第四百四十九条の四第四号」に改める。

第一百五十四条第四項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第一百六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第一百四十四条第三項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第二百二十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二百二十一条第二項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第二百二十三条中「第三十条」の下に「第三十一条第四項」を加える。

第四百三十三条第一項第一号及び第四項中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第四百四十九条中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第四百四十九条の四を第四百四十九条の五とし、第四百四十九条の三を第四百四十九条の四とし、第四百四十九条の二の次に次の一条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第四百四十九条の三 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第三百三十七条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準条例第三百三十七条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第二百五十条第二号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第三百三十六条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するた

め、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第二百五十条中「基準該当障害福祉サービス」の下に「第二百五十条の三に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び」を加え、同条第一号中「指定通所介護事業者等」の下に「又は指定通所リハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第二号中「機能訓練室」の下に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第三号中「の従業者」を「又は指定通所介護事業者等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が」に改め、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、「当該指定通所介護事業所等として」を「当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として」に改める。

第二百五十条の二の次に次の一条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第二百五十条の三 地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所(以下「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)に関して病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う事業所(次号において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所」という。)の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、管理者及び次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて当該イ又はロに掲げる基準を満たす人員を配

置していること。

イ 利用者の数が十人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること。

ロ 利用者の数が十人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

三 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第百五十九条及び第百七十二条中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第百九十条中「第百四十七条」の下に、「第百八十条第六項」を、「第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第百九十条において準用する前条」と」の下に「第百八十条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第百八十九条第一項の工賃」と」を加える。

第百九十四条中「第百四十七条」の下に、「第百八十条第六項」を、「第九十四条第二項中「前条」とあるのは「第百九十四条において準用する前条」と」の下に、「第百八十条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第百九十三条第一項の工賃」と」を加える。

第百九十四条の六に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第百九十四条の七中「過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第百九十四条の十四第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ サービス管理責任者が常勤である場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 利用者の数が六十以下 一以上

(2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 利用者の数が三十以下 一以上

(2) 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

第百九十四条の十四中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第二項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準

第四十条において準用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第九十九条の十七を次のように改める。

第九十九条の十七 削除

第九十九条の十八の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に一回以上、」を「定期的に」に改め、「により」の下に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第九十九条の二十中「準用する次条第一項」との下に「、第五十九条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十九条の二十において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」とを加え、「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第九十五条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の下に「行い、又はこれに併せて、居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第九十六条第一項第二号イ中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号ロからニまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第九十八条の二第三項中「必要な援助」の下に「を行い、又はこれに併せて居室における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第九十八条の五中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第九十八条の六に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重

を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第九十八条の六の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)

第九十八条の七 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。以下この条及び第二条の十四において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。



4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第二百条の五中「、第七十六条」を削る。

第二百条の六中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第二百条の七中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百条の八第一項第二号イからニまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第二百条の十四の見出しを「(地域との連携等)」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「協議会等における」を加え、同項を同条第七項とし、同条第一項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況等」を「実施状況及び第二項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等」に改め、同項を同条第六項とし、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

1 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの(次項に規定するものを除く。)を講じている場合には、適用しない。

第二百一条中「、第七十六条」を削る。

第二百一条の二中「相談その他の日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の三中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の十二中「、第七十六条」を削る。

第二百二条第一項中「、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第六十三条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)」を削り、同条第二項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第二百七条第一項第三号及び第二項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二百八条ただし書中「他の職務」の下に「に従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務」を加える。

第二百十條第一項中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第二百一十一條第一項中「第百四十九條の四」を「第百四十九條の五」に改める。附則第二条第一項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第八条第一項及び第二項中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第二条 群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

「第九章の二 就労選択支援  
第一節 基本方針(第六十一条の二)  
第二節 人員に関する基準(第六十一  
第三節 設備に関する基準(第六十一  
第四節 運営に関する基準(第六十一  
第十章 就労移行支援

条の三・第六十一条の四)  
条の五)  
条の六―第六十一条の九)  
に改める。

第二条第一項第三号中「第五条第二十三項」を「第五条第二十四項」に改める。

第三条第一項中「から第四章まで及び第八章」を「第四章、第八章、第九章及び第十章」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 就労選択支援

第一節 基本方針

第六十一条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第六十一条の三 指定就労選択支援の事業を行う者(以下「指定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労選択支援事業所」という。)に置くべき就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)の数は、指定就労選

択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第六十一条の四 第五十二条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第六十一条の五 第八十三条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第六十一条の六 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第六十一条の七 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理(以下この節において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、

指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならぬ。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第六十一条の八 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第六十一条の九 第十条から第二十一条まで、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条、第六十二条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条（第二項第一号を除く。）、第八十六条、第八十七条、第八十八条から第九十四条まで、第四十六条及び第五十七条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十条第一項中「第三十二条」とあるのは

「第六十一条の九において準用する第九十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第四十六条

第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第四十六条第二項」と、第五十九条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第七十七条第二項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第二十条第一項」と、同項第四号中「第六十七条」とあるのは「第六十一条の九において準用する第九十条」と、同項第五号から第七号までの規定中「次条」とあるのは「第六十一条の九」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第九十四条第一項」と、第九十四条

第一項中「前条」とあるのは「第六十一条の九において準用する前条」と、第五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第七十条の二第一項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス基準第七十三条の九において準用する指定障害福祉サービス基準第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者）に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び指定障害福祉サービス基準第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（指定障害福祉サービス基準第七十三条の九において準用する指定障害福祉サービス基準第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第六十一条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第六十一条の二 「及び第七十一条」を、「第七十一条及び第七十一条の二」に改める。

第六十一条及び第九十四条中「第六十七条」の下に、「第七十一条の二」を加える。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例中第一条の規定は令和六年四月一日から、第二条の規定は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。（地域との連携等に係る経過措置）

2 第一条の規定の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、改正後の第百九十八条の七（第二百一条の十二において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第百九十八条の十四の規定の適用については、改正後の第百九十八条の七第二項及び第三項並びに第二百条の十四第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、改正後の第百九十八条の七第四項及び第二百条の十四第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

## 群馬県条例第二十九号

## 群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第五条第一項第一号イ(2)及び同号ハ並びに同項第二号イ(1)及び同号ハ中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二十七条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第二十八条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利

用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第二十七条第十一項中「第八項」を「第九項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第二十八条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第二十八条の次に次の二条を加える。

（地域との連携等）

第二十八条の二 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第二十八条の三 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認をした内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第二十七条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第五十一条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百四十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する

指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第五十八条を次のように改める。

第五十八条 削除

第六十一条第二項第三号中「第二十七条第六項(同条第十一項)」を「第二十七条第七項(同条第十二項)」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(地域との連携等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、改正後の第二十八条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

(地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、改正後の第二十八条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

群馬県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

#### 群馬県条例第三十号

群馬県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 自立訓練(生活訓練)」(第五十六条―第六十条)を「第五章

自立訓練(生活訓練)」(第五十六条―第六十条)に改める。

二 就労選択支援(第六十条の二―第六十条の八)

第二条第一項第三号中「、医療型児童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。)の事業」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第三条第一項中「次章から」の下に「第五章まで及び第六章から」を加える。

第九条第二項第二号中「第十七条第六項(同条第十一項)」を「第十七条第七項(同条第十二項)」に改める。

第十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十七条第二項中「療養介護計画」を「サービス管理責任者は、療養介護計画」に、「行い」を「行うとともに」、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「利用者」の下に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)」又は指定障害児相談支援(児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して

「指定特定相談支援事業者等」という。」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならぬ。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第三十九条第一項第三号及び第四項並びに第五十二条第一項第二号及び第四項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第五十四条第一項中「第六十三条第一項」を「第六十一条の二」に改める。

第五十五条及び第六十条中「同条第九項」を「同条第十項」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

#### 第五章の二 就労選択支援

(基本方針)

第六十条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第六十条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、十

人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第六十条の四 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 管理者 一

二 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第一項第二号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(実施主体)

第六十条の五 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第六十条の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この章において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつ

て、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第六十条の七 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の第三項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供しよう努めなければならない。

（準用）

第六十条の八 第八条、第九条（第二項第一号を除く。）、第十三条から第十六条まで、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十一条、第四十三条、第四十四条及び第四十五条から第四十九条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第三号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する第二十八条第二項」と、同項第四号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する第三十条第二項」と、同項第五号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十条の八にお

いて準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第六十一条の次に次の一条を加える。

（規模）

第六十一条の二 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第六十三条第一項中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）を「就労移行支援事業所」に改める。

第六十八条の次に次の一条を加える。

（就労選択支援に関する情報提供）

第六十八条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第六十九条中「第三十八条まで」を「第三十六条まで、第三十八条」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、「第三十七条ただし書及び」を削る。

第八十四条中「及び第五十三条」を「、第五十三条及び第六十八条の二」に改める。

第八十七条中「第五十三条」の下に「、第六十八条の二」を加える。

第八十八条第一項中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

附則第二条第一項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

## 附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第三条第一項の改正規定、第五章の次に一章を加える改正規定、第六十八条の次に一条を加える改正規定並びに第八十四条及び第八十七条の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。



群馬県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十一号

群馬県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第百一号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第八条第二項第二号中「第十九条第六項(同条第十一項)を「第十九条第七項(同条第十二項)に改める。

第十一条第一項第二号イ②及び同号ハ並びに同項第三号イ①及び同号ハ中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第十八条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十九条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第二十条の三第一項の地域移行等意向確認担当者(以下「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第十九条第十一項中「第八項」を「第九項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。)を行う者」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「担当者等」の下に「(地域移行等意向確認担当者を含む。)」を、「開催し」の下に「、当該利用者への生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第二十条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第二十条の次に次の二条を加える。

(地域との連携等)

第二十条の二 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、お

むね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第二十条の三 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認をした内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第十九条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。  
第四十条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症

(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。  
第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(地域との連携に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、改正後の第二十条の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

(地域移行等意向確認担当者の選任に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間、改正後の第二十条の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

群馬県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十二号

群馬県国民健康保険条例の一部を改正する条例

群馬県国民健康保険条例(平成三十年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「市町村ごとに算定する算定政令第八条第一号の一般納付金基礎額に当該市町村に係る次項の年齢調整後医療費指数の多寡が反映されること」を「零」に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

附則中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十三号

群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第一条 群馬県動物の愛護及び管理に関する条例(昭和六十三年群馬県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「防止する」を「防止し、もつて人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資する」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第十一条第一項及び第二項中「及び動物愛護相談員」を削る。

第十二条第一項中「その旨を二日間群馬県動物愛護センターに掲示しなければ」を「規則で定めるところにより、その旨を二日間公示しなければ」に改める。

第十七条の二の次に次の一条を加える。

(動物愛護推進員)

第十七条の三 知事は、法第三十八条第一項の規定により、動物愛護推進員を委嘱するものとする。

第十八条第一項第八号を同項第十二号とし、同項第七号イ中「二千円」を「四千元」に改め、同号ロ中「六百元」を「千二百円」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 法第三十五条第三項の規定により引き取られた犬又は猫の返還を求める者

一頭又は一匹につき四千元(引取りの日数が一日を超える場合は、四千元にその超える日数一日につき四百円を加算した額)

十一 法第三十六条第二項の規定により収容された犬、猫等の返還を求める者

一頭又は一匹につき四千元(収容の日数が一日を超える場合は、四千元にその超える日数一日につき四百円を加算した額)

第十八条第一項第六号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 省令第十五条第六項の規定により特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付を申請する者 一件につき千百円

第十八条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下「省令」という。）第二条第六項の規定により第一種動物取扱業の登録証の再交付を申請する者 一件につき千百円

第十九条中「前条第一項第一号から第六号まで」を「前条第一項第四号」に改める。

第二条 群馬県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 飼い猫 飼い主のある猫をいう。

第五条を削り、第六条を第五条とする。

第七条を削る。

第八条第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 動物の数は、適正に飼養し、又は保管することが可能な範囲を超えることがないようにすること。

第八条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（犬の飼い主の遵守事項）

第七条 犬の飼い主は、前条の規定によるほか、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

一 飼い犬の種類、大きさ、発育状況、健康状態等に応じて適正な運動をさせること。

二 飼い犬の習性、生理、生態等を理解した上で、周辺の生活環境に適応するよう当該飼い犬に適したしつけを行い、飼い主の制止に従うように訓練すること。

第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（猫の飼い主の遵守事項）

第十条 猫の飼い主は、第六条の規定によるほか、飼い猫の健康及び安全を保持し、当該猫がみだりに繁殖することを防止し、及び周辺の生活環境を保全するため、飼い猫を屋内で飼養し、又は保管するよう努めなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、飼い猫を屋外で行動できるような方法で飼養する場合には、猫の飼い主は、当該猫がみだりに繁殖することを防止するために必要な措置を講ずるとともに、排せつのしつけその他周辺の生活環境に配慮した適正な飼養を行うよう努めなければならない。

（飼い主のいない猫に給餌等を行う者の遵守事項）

第十条の二 飼い主のいない猫に給餌又は給水を行う者は、当該猫がみだりに繁殖することを防止するために必要な措置を講じ、及び周辺の生活環境を損なうことのないよう適切な管理を行うよう努めるとともに、周辺地域の住民その他の者の理解を得られるよう努めなければならない。

第十一条第一項中「第九条第一項ただし書」を「第八条第一項ただし書」に改める。

第十七条第一項及び第二十二条第一号中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

#### 附 則

この条例中第一条の規定は令和六年四月一日から、第二条の規定は同年十月一日から施行する。

群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第三十四号

群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例の一部を改正する条例

群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例(平成二十六年群馬県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「国内希少野生動植物種」の下に「(同条第六項に規定する特定第二種国内希少野生動植物種を除く。)」を加える。

第三十五条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に定めがある場合は、この限りでない。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第三十五号

群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

群馬県家畜伝染病予防法関係手数料条例の一部を改正する条例(平成十五年群馬県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第三十六号

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成十五年群馬県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第七試験の項中

一件につき	四一〇円以上五二、五〇〇円以下
-------	-----------------

を

一件につき	四一〇円以上五二、五〇〇円以下 (測定が一件を超えるときは、その超える一件ごとに二、二〇〇円以下の金額を加えた額)
-------	--

に改め、同項

に次のように加える。

一〇時間につき	一、八〇〇円以下 (一〇時間を超えるときは、その超える一〇時間までごとに八五〇円以下の金額を加えた額)
---------	--

別表第七分析の項中

一件一成分につき	二、九八〇円以上三、三五〇円以下 (一成分を超えるときは、その超える一成分ごとに八三〇円以上九三〇円以下の金額を加えた額)
----------	--

を

一件につき	三、〇〇〇円以上五、五〇〇円以下
一件一成分につき	二、九八〇円以上三、三五〇円以下 (一成分を超えるときは、その超える一成分ごとに八三〇円以上九三〇円以下の金額を加えた額)

に改める。

別表第七加工の項中

二、二五〇円以上三、四〇〇円以下の金額に次に掲げる金額を加えた額
一 糸の本数が一、〇〇〇本を超えるときは、その超える本数一、〇〇〇本までごとに二〇〇円以上六二〇円以下の金額
二 糸の長さが次に掲げる場合に該当するときは、次に定める額
イ 糸の長さが一〇メートルを超えて七〇メートル以下のときは、その超える長さ五メートルまでごとに三〇〇円以上七二〇円以下の金額
ロ 糸の長さが七〇メートルを超えるときは、三、六六〇円以上八、六七〇円以下の金額にその超える長さ七メートルまでごとに五一〇円以上一、一〇〇円以下の金額

を

三、三五〇円以上五、二〇〇円以下の金額に次に掲げる金額を加えた額
一 糸の本数が一、〇〇〇本を超えるときは、その超える本数一、〇〇〇本までごとに二〇〇円以上七〇〇円以下の金額
二 糸の長さが二〇メートルを超えて七〇メートルを超えるときは、その超える長さ一〇メートルまでごとに七〇〇円以上一、六〇〇円以下の金額

に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第七の規定は、この条例の施行の日以後にされる試験等の依頼に係る手数料について適用し、同日前にされた試験等の依頼に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十七号

群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

別表実技試験の項金額の欄第二号を削り、同欄第一号中「二級又は」を削り、「二十五歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。次号において同じ。)(次号)を「二十三歳未満のもの(次号及び第四号)に、「減じた額」を「減じて得た額」に改め、同号を同欄第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 三級の実技試験を受けようとする者であつて、当該試験の実施日の属する年度の四月一日現在において二十三歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。以下同じ。)(次号から第四号までに掲げる者を除く。) 職種別定額から四千五百円を減じて得た額

別表実技試験の項金額の欄第三号中「前号」を「次号」に改め、同欄に次の一号を加える。

四 三級の実技試験を受けようとする在校生であつて、当該試験の実施日の属する年度の四月一日現在において二十三歳未満のもの 前号の規定の例により算定した額から四千五百円を減じて得た額

別表注一中「二級又は」を削り、「受験」を「受検」に改め、同表注二ロ中「就職している者」を「現に雇用されている者」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県建築基準法施行条例及び群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十八号

群馬県建築基準法施行条例及び群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

(群馬県建築基準法施行条例の一部改正)

第一条 群馬県建築基準法施行条例(昭和五十八年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の七の表中三十七の項を三十九の項とし、三十六の項の次に次のように加える。

三十七 令第三百三十七条の第十二第六項の規定により大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	二万七千円
三十八 令第三百三十七条の第十二第七項の規定により大規模の修繕又は大規模の模様替の認定を申請する者	二万七千円

第三十一条の三中「第八十条の三第四項」を「第八十条の四第四項」に、「主要構造部」を「特定主要構造部」に改める。

(群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部改正)

第二条 群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例(平成二十八年群馬県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例

第一条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第一条の二第二項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第二条第一項第一号、同項第三号ロ(2)及び同条第三項の表中「ロ(1)に規定する基準」の下に「、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準」

準」を加える。

第三条第一項第一号及び同条第二項の表中「ロ(1)に規定する基準」の下に「、同号イ(1)及びロ(2)に規定する基準、同号イ(1)及びロ(3)に規定する基準、同号イ(2)及びロ(1)に規定する基準、同号イ(3)及びロ(1)に規定する基準」を、「ロ(2)に規定する基準」の下に「、同号イ(2)及びロ(3)に規定する基準又は同号イ(3)及びロ(2)に規定する基準」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条中群馬県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例第二条及び第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

群馬県営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和六年三月二十六日

群馬県知事 山 本 一 太

#### 群馬県条例第三十九号

#### 群馬県営住宅管理条例の一部を改正する条例

群馬県営住宅管理条例（昭和三十五年群馬県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の二」に改める。

第二十五条第三項ただし書中「家賃」の下に「、第二十七条の二第一項の共益費」を加える。

第二十七条第一項第二号中「並びに」を「及び」に改める。

第三章中第二十七条の次に次の一条を加える。

#### （共益費）

第二十七条の二 知事は、前条第一項各号に掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るため特に必要があると認めて規則で定める費用を共益費として、入居者から徴収することができる。

2 前項の共益費は、毎年度、当該共益費に係る施設等の使用の状況、徴収に要する費用等を勘案して規則で定める方法により算定した額とする。

3 第二十四条第三項及び第四項の規定は、第一項の共益費について準用する。

4 知事は、災害その他特別の事情がある場合において特に必要があると認めるときは、第一項の共益費の減免又は徴収の猶予をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の規定による共益費の徴収に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第五十一条中「第四項」の下に「（第二十七条の二第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

#### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二十七条第一項第二号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

#### （準備行為）



2 この条例による改正後の群馬県営住宅管理条例第二十七条の二第一項の規定による共益費の徴収のために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

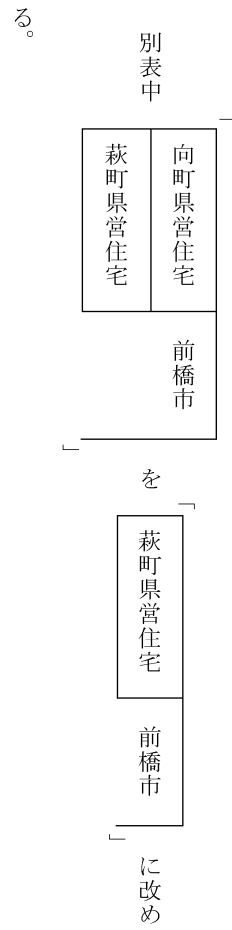
群馬県営住宅設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十号

群馬県営住宅設置条例の一部を改正する条例

群馬県営住宅設置条例(昭和三十九年群馬県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。



附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第四十一号

群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(群馬県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 群馬県立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号イ中「八〇四人」を「八一九人」に、「八五一人」を「八六六人」に改め、同号ロ中「六三八人」を「六四三人」に、「七六六人」を「七七一」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号イ中「(昭和二十七年法律第三百三三号)」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号中「二、七九一人」を「二、八一一人」に、「三、二二七人」を「三、二四七人」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 中学校 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三三号)第二条に規定する学校職員

教育職員 一 四人

事務職員 二 人

計 一 六 人

(群馬県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 群馬県市町村立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「六、四二六人」を「六、三九九人」に、「三四人」を「三三人」に、「三一六人」を「三二一人」に、「六、七七六人」を「六、七五三人」に改め、同項第二号中「三、八八五人」を「三、八二八人」に、「二三人」を「一九人」に、「一八三人」を「一九一人」に、「四、〇九一人」を「四、〇三八人」に改め、同項第三号中「二七人」を「二六人」に、「二二二人」を「二一人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十二号

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「県立の」の下に「中学校、」を加える。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十三号

群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例

群馬県立学校設置条例(昭和三十九年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表中  
「沼田高等学校  
尾瀬高等学校  
沼田女子高等学校  
利根実業高等学校」  
を  
「沼田高等学校  
尾瀬高等学校  
利根実業高等学校」  
に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年十一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の別表に規定する沼田高等学校及び沼田女子高等学校は、改正後の別表の規定にかかわらず、令和七年三月三十一日までの間、存続するものとする。

(生徒の入学)

3 改正後の別表に規定する沼田高等学校は、令和七年度から生徒を入学させるものとする。

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本一太

**群馬県条例第四十四号**

**群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例**

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十三年群馬県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「期末手当」の下に「、勤勉手当」を加える。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本一太

**群馬県条例第四十五号**

**群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**

群馬県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年群馬県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十五条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

附則

この条例は、令和六年九月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十六号

群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県病院事業の設置等に関する条例(昭和四十一年群馬県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表県立がんセンターの項中「整形外科」の下に「、腫瘍内科」を加える。

第十三条中「第二百四十三条の二の二第八項」を「第二百四十三条の二の八第八項」に改める。

別表第一分べん介助料の項中「二八八、五〇〇円」を「二二四、〇〇〇円」に、「一二五、六〇〇円」を「一三九、〇〇〇円」に、「二二〇、〇〇〇円」を「二六六、〇〇〇円」に、「一四四、五〇〇円」を「一六四、〇〇〇円」に改め、同表産後健診料の項中「二、七一〇円」を「五、〇〇〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第一分べん介助料の項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第四十七号

群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十四年群馬県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「期末手当」の下に「、勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和六年三月二十六日

群馬県知事 山本一太

群馬県条例第四十八号

群馬県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

群馬県政務活動費の交付に関する条例(平成十三年群馬県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「の写し」を削る。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---